

# 令和6年度 推進計画

東京都職業能力開発協会  
技能振興コーナー

# 令和6年度 若年技能者人材育成支援等事業

## 東京都における推進計画

令和6年度の「厚生労働省若年技能者人材育成支援等事業実施要領」及び「東京都委託事業実施計画」、令和5年度の連携会議等の意見を踏まえ、技能振興の取組みやものづくりマイスター派遣等の事業を実施するにあたっての運営や連携・協力の在り方などを示した、東京都における若年技能者人材育成支援等事業の推進計画を策定する。

### 1 地域における技能振興事業

#### (1) 技能五輪全国大会の予選の実施

技能五輪全国大会（愛知県開催）に向け、予選職種の関係業界と連携・協力して予選会を実施する。（実施職種：西洋料理、洋菓子製造、電工）

#### (2) 技能五輪全国大会等への参加支援の実施

技能五輪全国大会（愛知県開催）、若年者ものづくり競技大会（群馬県開催）に選手として参加する場合に、参加選手やその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行う。（選手が大企業に雇用されている場合を除く。）

\* 支援予定者数：技能五輪全国大会（29人）、若年者ものづくり競技大会（16人）

#### (3) 卓越技能者は（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援

社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和6年度「卓越した技能者」被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成を支援する。（東京都の被表彰者にプロフィール等を取材し、中央技能振興センターに1月末までに報告する）

### 2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等

#### (1) ものづくりマイスターの開拓

企業や学校等からの多様な派遣要請に的確に対応していくため、新規認定者の開拓やニーズの高い職種の開拓など取組み、ものづくりマイスターの登録数（ストック）及び登録職種の数（メニュー）を増やしていく。

##### ① 新たな職種やニーズの高い職種等の開拓

活動意思確認の結果や派遣ニーズの高い職種（造園、大工、機械加工など）について開拓を強化していく。また、DXやITの職種についての開拓を推進していく。

##### ② 申請（認定・登録）の促進

- ・ものづくりマイスターの申請を高めるため、ものづくりマイスターの活動の意義や具体的な活動事例を紹介する募集パンフレット（厚生労働省版等）を活用し、ものづくりマイスターの認定登録の推進を図る。
- ・ものづくりマイスターの登録については、業界の中核をなしている技能者（第二世代技能者）に対し、ものづくりマイスター認定申請を積極的に申請するよう企業・業界団体・技能士会に引き続き働きかけていく。

③職業教育訓練施設等の講師に対する働きかけ

幅広い職種について職業教育訓練を行っている職業能力関係施設や専門学校等の協力を得て、当該施設のものづくり職種の講師に対して認定申請を要請する。

**\* 新規認定者数：14人以上**

**(2) 申請書類等の取りまとめ**

ものづくりマイスターの申請する者に対して認定書類のチェックを厳格に行い、センターに提出する。

**\* 提出回数：2回程度（認定審査件数）**

**(3) ものづくりマイスターへの説明**

認定を受けたものづくりマイスターに対して、指導技法等講習を受講する必要性を周知する。（認定時随時周知）

**(4) ものづくりマイスターに対する研修の実施**

①認定されたものづくりマイスターに対し、指導技法の習得と向上等のための講習会を認定時に開催する。講習会の未受講者については、積極的に受講を呼びかける。

②ものづくりマイスター活動意志確認と活動実績のない方への対応

過去3年間活動実績のないものづくりマイスターに対し、ものづくりマイスターとしての活動の意志確認を行うとともに、最新版のテキストや事例集等の情報提供を行う。

**\* 指導技法講習：年2回程度予定**

### **3 ものづくりマイスターの活用に係る業務**

**(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助**

コーナーの相談窓口において、下記により人材育成やものづくりマイスター等の派遣に係わる相談・援助を行う。

①相談窓口の設置

東京都技能振興コーナーに若年技能者の人材育成に係る相談窓口を設置する。

②人材育成の相談・援助

相談窓口や問合せ等による若年技能者の人材育成に係る相談・援助を実施する。

（企業等の訓練計画作成のアドバイス、指導者の派遣・紹介、好事例の紹介、訓練施設のコーディネート等）

③ものづくりマイスター制度の紹介

技能振興コーナーのホームページにおける制度の紹介やパンフレット等を活用し、効果的に制度の周知を図る。

④3級技能検定の資格付与の案内

ものづくりマイスターが行う実技指導の中で、一定の条件が満たされれば3級技能検定の資格付与が可能であることを案内する。

⑤企業への訪問相談の実施

ものづくりマイスター派遣に関心を持つ企業への訪問し相談を実施する。

## (2) ものづくりマイスター派遣による指導の実施

技能尊重の気運の醸成、若年技能者の人材育成・確保を図るため、ものづくりマイスターを中小企業・業界団体や工業高校等学校等に派遣し従業員等に対して、講習や実技指導等を行う。

### ① 中小企業・業界団体へのものづくりマイスターの派遣

企業等における派遣指導の活用を促し、若年技能者の育成を幅広く行うため、新規利用企業等の開拓に積極的に取り組んでいく。

(ア) 新たに、建設系業種団体等に直接訪問し、マイスター派遣の利用を促すとともにパンフレット等による傘下企業に対する制度の周知を依頼する。また、傘下の企業による単独利用が困難な場合は、団体による活用についても提案する。

(イ) 前年度、訪問した産業経済部門や産業団体へ直接訪問してニーズを聞き取るとともに、パンフレット等による関係企業への周知を依頼する。(城南・城東・多摩地域等)。

また、訪問後もフォローを行い継続的に意見交換等を行っていく。

(ウ) 東京都の職業能力開発センターと人材育成に係わる情報の提供(連絡協議会に出席し事業の周知)など連携していく。

(エ) ハローワーク等の求人情報を参考に、人材育成を求めている企業に対してマイスター派遣の情報提供を行う。

(オ) 事業について、当協会HPを活用し情報提供を行う。

**\* 企業派遣等：受講延人数 900 人日 (800 人日)**

### ② 工業高校等学校へのものづくりマイスターの派遣

(ア) 工業高校等学校については、派遣依頼が多いことから事前にニーズ調査(3月実施)を行い的確に依頼校が活用できるように調整を図る。

(イ) 新規活用校については、派遣内容のニーズを確実に把握し、ものづくりマイスターと調整を図り、きめ細かな派遣計画を作成する。

(ウ) 実施に当たっては、主に技能検定課題や技能競技大会の競技課題等を活用し、技能検定受検の促進に繋がるようにニーズに合った実技指導を行う。

**\* 工業高校等学校派遣：受講延人数 2,256 人日 (2,227 人日)**

### ③ 公民館等の公共施設又は民間施設のイベントエリア等へのものづくりマイスター派遣

若年者をはじめ広く不特定多数の方々に対して実技指導、実演や体験指導を実施する。

(ア) 各区・市等が実施する様々な地域のイベント等の情報を収集し、それらに参加するようにしていく。

(イ) ものづくり体験等が体験する職業像にどのように結びつくか、説明又はリーフレット等の配付などを行っていく。

**\* イベントエリア等派遣：受講延人数 700 人日 (600 人日)**

### ④ 指導内容の記録、課題等の伝達

ものづくりマイスターは受講生の到達度の評価などを伝える。また、受講者の感想等をアンケート等により記録する。今後の技能の向上に役立つよう指導する。

## (3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信

### ① 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対して実施

**\* サポートステーション派遣：受講人数 10 人 (10 人)**

②小中学校等の児童・生徒に対して発信(教師及び保護者等含む)

\*小中学校派遣：受講延人数 190 人日 (200 人日)

**(4) 熟練技能者等による派遣指導等の実施**

ものづくりマイスター認定職種以外の技能分野の実技指導の要請に対し、当該分野等の熟練技能者を派遣する。

\*熟練技能者派遣：受講延人数 200 人日 (200 人日)

## 4 連携会議の設置・運営

**(1) 連携会議の開催**

支援等事業の実施に当たり、東京都の産業特性や就業構造を踏まえた的確な事業を行っていくため、関係機関の協力のもと、推進計画の決定や事業の進捗管理、次年度に向けた改善事項の取りまとめ等を行う連携会議を開催する。

**(2) 連携会議の委員**

学識経験者、経営者団体、労働者団体、教育機関、行政機関（東京労働局、東京都）の中から各2名程度を目途に選任する。

**(3) 専門分科会**

連携会議の下に、事業運営に精通した現場に近い関係者で構成した専門分科会を設置し、企業等における人材育成や若年技能者のレベル向上、地域の実情に応じた技能振興の取組み等について検討する。

**(4) 専門分科会の委員**

学識経験者、業界団体及び行政機関等から5～13名程度の範囲内で選任する。

**(5) 開催時期**

- ① 連携会議                      年2回（5月、12月）
- ② 専門分科会                    開催は、本会議の状況により随時開催（年2回程度）